

昭和五十二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No.50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■	社会党大会の教訓と国鉄闘争	2
英 炭 鉞	ストの教訓	3
帝 国 主 義 的 強 盗 の 哲 学		4
全 民 労 協 加 盟 、 公 労 協 脱 退 を 決 定		7
— 全電通第三八回臨時大会から —		
資料 綱領の改正(全電通の新綱領・全文)		10
小田原市にみる全民労協地域版		12
— 「小田原地域民間労組連絡会」が設立 —		
◇向坂逸郎先生を語る◇		
「私から離れたら、落ちるのは早いよ」	佐々木守雄	15
社会党の「新宣言」作成手順		14

# 旬刊社会通信

NO.261

一九八五年四月二日

一九八五年四月二日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

## ■巻頭言■

## 社会党大会の教訓と国鉄闘争

国鉄の分割・民営化を頂点として労働運動全体をにらんだ行革攻撃と、社会党からマルクシズムの牙をぬきとって改良主義の綱領的「宣言」をつくろうという攻撃とが、軌を一にして進められている。

しかしこれにたいして一方では、国労をはじめとした全国各地の労働者が、他方では先の党大会における原発方針の修正を契機にして地方の党員が、反撃にたちあがりつつある。今緊急に必要なのは、全国各地の良心と力を文字通り一つに結合して総評中央と党中央とをゆり動かし正気にもどすことである。現局面においては党中央にないものねだりをするのではなく、党の各県本部が反行革の統一闘争を指導できる体制をつくるのがとくに重要になっている。その体制をつくるうえで党原対協（社会党原発対策全国連絡協議会）の組織と運営に学ぶことはひじょうに有益であろう。

党が原発反対の方針を守ることができた理由は、第一に関係二四道府県本部のおおのに、党の原発等対策特別委員会を組織し、共闘組織や大衆組織を指導できる体制をつくったこと。第二に、その関係道府県の対策委員会を横に結んで原対協を組織したこと。第三に、原対協の三役は各県から出し、国会議員や中執は一人もはっていないことにある。

近年は党も、総評やいくつかの単産と同様に、中央と地方の間のちがいが大きくなり、中央は独占資本のマスコミに誘導されて、地方の心配をよそに、バスに乗り遅れまいとばかりに右へ右へとなびいている。運動のなかでは地方の政構研の人々も、第二民社党化・自社公民連合を志向する中央の政構研の幹部諸氏をすっかり信頼しなくなり、離反している。原対協は大衆闘争を基礎に全国のこの心配と怒りを結集し、その地方の力で党中央の姿勢をある程度正し、大会で修正を実現して、党への国民の信頼をつなぐとともに、総評の原発方針の変更と全民労働の連合体への移行にもそれなりの歯止めをかけることができた。

原対協がもし組織されていなかったら、そしてまたその指導部を国会議員や中執が担っていて、あれこれのしがらみにしばられていたら、あれほどのたたかいはできなかったであろうし、原発反対の方針を守りぬくことも困難だったであろう。

今、国労のたたかいを包み、全国各地で行革反対のたたかいを統一闘争として横に拡げるためにも、それによって労働運動の高揚を実現し党と総評を再生強化するためにも、岩井さんの提唱するゼネストを準備するためにも、そしてまた次期党大会でもし民社党的な内容の「新宣言」が提案されたら、科学的社会主義の理論にもとづいて大幅に修正するためにも、第一に党の各道府県本部に行革対策特別委員会を読者の皆さんの働きかけでつること。第二に、一〇道府県でも二〇道府県でも対策委員会を設置されたら、その代表者が一同に会して、社会党行革対策全国連絡協議会（行対協）といったものを自主的に組織すること。その役員には地方の意欲と行動力をもつ人を選ぶこと。第三にその指導で他の県にも対策委員会をつくらせ、行対協に参加をよびかけることが必要であろう。

国鉄はもとより、自治体行革や教育行革にたいするたたかいはすでに開始され、各地で原発反対闘争以上に大きく発展しようとしている。重要なのはそれをいかにしてもっとも有効な力に全国的に組織するかにある。組織内民主主義がかなり形骸化している場合には、単産大会であれ総評大会であれ党大会であれ、地方の意見がどんなに大勢から述べられても、ただそれだけでは中央に聴きおかれるだけで、全体の方針を正せないことが多い。この状況から脱却するために、原対協から学ぶべき教訓は大きい。

## 英炭鉱ストの教訓

歴史の教訓は、われわれが何物からも学ばないという点にある、と言ったイギリスの歴史家テラーだ。しかし例外のない法則はない。一二月にわたるイギリスの炭鉱労働者のストは、イギリス労働史上に残る英雄的な一ページとなった。炭鉱労働者たちは自分の要求を満たすことができなかったが、数十の「不経済な」炭鉱を閉鎖する意向を表明し、このストを挑発した政府も、目的を達成できなかった。全国炭鉱労組は、うちくだけれずに残り、労働者たちは、自分たちと自分たちの子どものために働きの口を守るたたいを続けようと、くじけることなくヤマにもどった。

大型ストの後遺症は、多様で長期にわたるものだが、今のところはまだはっきりしていない。しかし少なくとも二つの教訓については今でも言うことができよう。

その一つ。現在の状況にあつては、個々の企業家や企業家グループとばかりでなく、国家機構全体と対決しているイギリス勤労者たちは、幅広い統一があつて初めて勝利することができるといえる。働きの口を守るためにたたかう炭鉱労働者たちは、イギリスのすべての労働者の利益を代表していた従業員たちの行動による積極的な支援がなくては勝利することはできない。それらの人々はみな、炭鉱労働者を支援したが、それは何よりもまず物的支援だった。長期にわたる連帯ストを組織することはできなかった。四〇〇万人が仕事をみつけれられないという全般的な国内事情に妨げられた。

発表された公式データによれば、国内の失業者は増え続け、一三%をこえた。保守党の政策の結果、雇用の破滅的な削減が進んでいるわけだが、その政策は従来のままだ。そのためイギリス工業界の激しい労働紛争は今後も避けがたく、炭鉱労働者の闘争経験はムダにはなるまい。

第二の教訓は、多くの人々に自分たちの住む国と社会の真の性格をこれほど強く、明確に示した出来事が、戦後イギリスで起こったことはない、という点にある。今や彼らは、炭鉱労働者が民主主義の「内部の敵」呼ばわりされるような民主主義がどう機能しているかを、まのあたりにしたのだ。数千人の炭鉱労働者の逮捕、告発、罰金、労組活動家の解雇、四三の地域隊から特別に編成された「炭鉱対策警察軍」——それらはみな、スト参加者をうちくだけたくための措置だった。

政府の発表の信じるなら、「不経済な」炭鉱を閉鎖して産炭量を年間四〇〇万トン減らすかどうかをめぐって論争がおこなわれてきたし、今もおこなわれている。一二月にわたるストの間に、国は約八〇〇万トンを失った。言いかえるなら、炭鉱労働者は、政府が「経済的」目標を少なくとも二〇年先まで達成したとみなせる分を（一年分の賃金を失ったことにより）すでに支払ったのだ。しかし保守党政府は、炭鉱労働者と労組にたいする「勝利」を吹聴する可能性を得たいがためだけに、六〇億ポンドにのぼる多額の損失（ストの損失総額）を納税者のポケットから出させる方向を選んだ。

しかしこれも、この引き合われ勝利に支払ったものの一部にすぎない。世論調査によれば、ストの結果、現在保守党政府を支持するイギリス人は、当初よりはるかに減っている。これはストの長期的な教訓だ。

## 帝国主義的強盗の哲学

### 新たな十字軍

米国政府は、自分たちの歴史的運命を自分たちで決定する権利を主張する諸国民にたいし、武力侵略を含む直接の侵略行動をとる自由を獲得しようという動きを見せおり、世界世論は当然の不安の念をもってそれらの行動を注視している。

ホワイトハウスのスポークスマンその他の高官たちは最近の発言のなかで、自由な独立の発展の道をとっている国々と国民を特に乱暴に攻撃しており、そうした行動全体に「理論的基盤」やらを与える試みがなされている。米国政府の侵略的な方針がもっとも端的にあらわれたのが、シュルツ國務長官のサンフランシスコでの発言だった。

その発言は、米帝国主義の押しつけに従うつもりのないすべての国の国民にたいする憎しみに貫かれたものだった。しかもシュルツは、米国政府を「自由と人権の擁護者」と描き出すための努力を惜しまなかった。CIAの手先ソモサ一味やアフガニスタンの反革命分子、人殺しのボル・ポト一味その他の反革命のクズどもを、なんと一八世紀の米国革命の事業の継承者と見せかける試みすらなされた！

あらゆる点から判断して、それは、自由愛好諸国民にたいする「十字軍」を根拠づけるために必要となつたのであり、米国の特定層は「十字軍」実施の考えを捨てていない。シュルツは、「民族解放戦争」にたいする攻撃をひっきりなしにおこなってきた。彼は、この表現をかつつきで使い、そうした戦争は「いわゆる『社会主義的国際主義』のため」に実施されている、と述べた。

米国支配層の帝国主義的もくろみに対抗する政策をとっている国々と諸国民にたいする中傷が必要となつたのは、おそらく次のような考えを人々に吹き込むためだったらしい。世界情勢が熟し、彼が「民主主義勢力」と呼んでいる自由の抑圧者たちが、真の自由勢力にたいする断固たる攻撃に移る時が来た、というのだ。

この攻撃を指導する「道義的義務」が米国にある、とシュルツは公言した。「米国は、自由世界の指導者でなければならない。われわれの地位を占められる者は誰もいない。われわれが指導を回避しようとすれば、われわれの敵たちのつけ入るすきをわれわれがつくり出すことになる。われわれの国家的安全が脅かされ、われわれのグローバルな利益と全世界の民主主義闘争が脅かされるだろう」と彼は宣言した。これは、「米国の国家的安全」の概念が現実には、自分たちの国を自分たちの手で管理しようと決意した諸国民にたいするよからぬもくろみを正当化するために用いられていることを一目瞭然に示すもう一つの例だ。

### ニカラグア侵攻を意図

ワシントンは諸国民の運命を、いったいどういう方向に「転換」させたがっているのだろうか？ それはニカラグアにたいする意向からもちも明白に判定することができる。

米国の銃剣の押しつける残酷な独裁のくびきを国民が投げ捨てたこの国を、露骨な悪意をもってとりざたしている。悪意をもつ理由も隠そうとしない。この国の国民が自分たち

の自由と独立の強化のために早急な措置を実施しているという事実が、ワシントンの政治家たちを脅かしているのだ。先ごろおこなわれたニカラグア史上初の自由選挙が物語っており、大多数のニカラグア国民は、サンディニスタ政府と、ニカラグア勤労者の大きな期待に合致したその路線を強く支持している。

米国支配層は、この自由の灯を消そうという努力を、どんなことがあってもやめようとする。CIAとペンタゴンは、ソモサの残党を反革命の黒い旗のもとに集め、彼らを雇い兵の軍隊に変え、その連中がうまく潜入することのできたニカラグアの諸地域を血の海に沈めているのだ。それらの暴力行為には米国民も参加している。平時にニカラグアの港が機雷で封鎖されている。

ニカラグア政府の声明によれば、八千人以上のニカラグア人の死と、米国政府の始めた戦争の過程で国の経済のこうむった多大な物的損失にたいする直接の責任はレーガン政権にあるという。ワシントンの政治家の言葉使いでは、それらはみな、自由のための行動と命名されている！

米国軍部ののさばる隣国ホンジュラスが、自由愛好国への武力襲撃のための橋頭堡にされている。先ごろワシントン・ポスト紙が伝えたところでは、ホンジュラス国内の米国軍人の数は、米国が少なくとも一億ドルを費したニカラグア国境近くの事実上やむことのない軍事演習の時には五千人に達しているという。推定では、米国政府が一九八四年八月までにニカラグア侵略の実施に費した金額は四億ドルにのぼっている。

### グレナダ流にがレーガンのやり方

しかし、サンディニスタ革命はしっかりと立っている。ニカラグアの勇敢な国民と軍隊は、CIAの雇い兵たちのたえまない攻撃を撃退し、祖国の名誉と自由を守っている。

ワシントンは激怒している。これまではニカラグアにたいする侵略が、エルサルバドルのゲリラにたいするありもしない武器供給を封じる、意図で正当化されてきたが、今やそうしたカムフラージュ手段は不必要なものとしてうち捨てられている。ニカラグア政府の転覆を目的とする米国の直接武力干渉が日程にのぼっている。この国にたいし、こともあろうに、行動の抜本的な変更を、内外政策の性格の変更を要求しているのだ。

周知のとおり、ワシントンの政治家たちは、西欧同盟諸国の「腕のねじ上げ」を行い、それらの国の領土内へのパッシングと巡航ミサイルの配備を強要している。今や米国政府は、自国の議会にたいしても同様の「作戦」を実施し始めている。議会がニカラグアの「コントラ」部隊（反革命のゲリラ勢力のこと）への援助用の追加資金を出さないのなら、ホワイトハウスは他のさらに危険なこの国への干渉形態をとる用意があるぞ、というのだ。

シュルツ発言によれば、ニカラグアでの米国の好都合な変化がどのような手段で達成されるか——現政権の「進化」の結果にせよ、「サンディニスタ体制の崩壊の結果」にせよ、米国にとっては「どちらでもいい」という。彼は「グレナダ人の救済」を目的に実施した米国のグレナダ侵攻を例としてあげた。同時にシュルツは、意味深長にこう述べた。「国連と米州機構の憲章は、侵略にたいする個別的、集団的自衛の奪うことのできない権利を認めている」。もはや何をか言わんや、である。ニカラグアその他の国の国民の平和な民主主義的生活を求める気持ちを「侵略」と決めつけ、ホワイトハウスが準備している武力侵略を、合法的なものともみなし、国連憲章の中にそのための根拠を見つけることすら提

言しているが、それは憲章を侮辱するものであろう。

コンタドーラの和平案も拒否

つい最近ワシントンは、自分たちは中米問題の平和的解決を求めており、コンタドーラ・グループの作成した『平和行動』すら支持する、と請け合った。今やその仮面も捨てられた。あらゆる手段で地域の政治的調整をぶちこわし、ニカラグア国民にたいする流血の戦争を起こす——それが現在ワシントンのとうとうとしている路線の本当の意味なのだ。

社会主義国への内政干渉

だがホワイトハウスの食欲は中米だけに限られてはいない。国務長官は、社会主義諸国の内部問題への干渉を米国の『道義的権利』と宣言した。彼は、それらの国の中の変質者たちを励まそうとし、彼らに『物的援助』を約束しさえしていながら、偽善的にも、CIAが社会主義諸国にたいしてすでに実施している秘密作戦については自分は何も知らないふりをしている。

しかし、ワシントンが社会主義諸国への内政干渉の試みにくくわずかでも成功の可能性があると考えたら、それはむなししい期待だ。社会主義共同体の諸国民は、自分たちの偉大な獲得物を奪うことは誰にも許さないだろう。緊密に団結した社会主義共同体の諸国民は、自分たちの社会体制にたいする帝国主義のいかなる侵害にも反撃を加えるという固い決意に満ちている。世界平和と国際安全の事業を守ろうという意思も同じように固い。

シュルツは、彼の表現によれば、『自由』欧州と、『非自由』欧州への人為的な分割を決して認めない、と言明している。これが欧州の戦後の発展の基盤にある礎石を破壊しようという呼びかけでなくて何だろう？

国家テロリズム

サンフランシスコ演説で打ち出された綱領の真の本質は、綱領の作成者が米国の支援をとくに必要としている『友好的な前線諸国』としてホンジュラスやパキスタン、タイをあげたことを言えば、さらに明白になるだろう。米国軍部のもくろみのなかでホンジュラスにどんな役割が割り当てられているかは、誰にもはっきりしている。しかし、たとえば、すでにアフガニスタン民主共和国にたいする宣戦布告なしの戦争を行っているパキスタン、ワシントンは『前線』のどんな方面に向けようというのだろうか？ さらに別の誰かにこののだろうか？

米国支配層の代表たちがうたう『道義的な原則』は、以上のような様相を呈している。それらの『原則』の真の内容は、『国際的な略奪行為』、『国家テロリズム』であり、他の国々と国民にたいする破壊活動なのだ。

サンフランシスコ発言が改めて裏づけたとおり、米国の首都には、米国の自由の道を進む決意に満ちた国々や民族解放運動を抑える可能性を明らかに過大評価する気運がある。

どうやらワシントンは、米国のための法律は書かれていない、米国のための国際法の規範は存在しない、と考えているらしい。そうした政策が何をもたらすかは、実生活がすでに一度ならず教えている。第二次世界大戦の教訓やベトナム、レバノン、その他の実地の教訓を思い出せば十分だろう。

世界の諸国民は、世界支配をめざす者たちの帝国主義的野望にしかるべき反撃を加えるだろう。

# 全民労協加盟、公労協脱退を決定

— 全電通第三八回臨時大会から —

## 大会—四つの焦点

全電通第三八回臨時全国大会が、二月二六日～二七日（当初は二八日までの予定）の二日間、東京の日本青年館で開催された。今回の大会は、四月一日から電電公社「民営化」を目前とした大会であり、職場の組合員および他単産からも注目された歴史的な大会であった。

大会議案の特徴的な内容は「一」綱領の改正、「二」（電電「民営化」の）新体制に対応する今後の運動方針、「三」八五春闘方針、「四」規約・規定の一部改正であった。

## 「新綱領」を策定

綱領の改正については、改正の理由として、「第一点は、現綱領は、官公労働運動を前提として制定されたものであること。第二点は、一九五〇年時点、換言すれば、サンフランシスコ講和条約締結前の連合国の占領下であり、日本が、国家主権回復以前の段階において定められたものであること。第三点は、今日の日本の国情はもとより、国際的な政治経済情勢とは、かなりのギャップがあること。第四点は、労働運動それ自体の命題も運動領域も時代の変遷とともに質的変化をとげ補強の必要性が強いこと。したがって全電通があらたに民間労働運動に転進する歴史的転換点の本大会において、二一世紀中盤ぐらいまで展望し、民間労働運動に臨む全電通の指向方向を内外に明示する観点から、綱領を現状に即して見直す方がベターであると判断いたしました」（山岸委員長）と述べている。

そして、新綱領の内容（くわしくは資料参照）は、八項から構成されており、第一項は、「組合員の雇用確保と労働条件の維持・向上をはかり、労働者の生き甲斐を確立・・・社会的に価値ある労働運動」の実現をめざす。第二項は「いかなる場合においても戦争に反対し、民主的な平和国家日本建設の中心勢力となる」。第三項は「国際自由労連（ICFTU）、国際郵便電信電話労働組合連盟（PTTI）を基軸とした幅広い国際的な労働者連帯強化」。第四項は「国内労働戦線の統一のため、最善を尽くす」。第五項は「私たちが希求する究極的な日本の姿は、民主的な社会主義日本である。この理想への道程は、あくまでも議会制民主主義を基調とした国会闘争に集約される前進的な改革の積み重ねでなければならない」。第六項は「組織運営の基本を組合民主主義の貫徹におく。これを乱す外部のいかなる組織破壊攻撃に対しても、毅然たる態度で組織防衛のため闘う」。第七項は「労使対等の原則にも基づく近代的な労使関係の確立に努める。・・・団体交渉重視路線を堅持する。その展開にあたっては、政策・要求対置の方針を貫いていく」。第八項は「今後無限に発達する我が国高度情報社会の中核を担う当該労働者として、強くその社会的使命と責務を自覚し、有効な運動を推進する」、というものである。

新綱領に貫かれている基本的な思想は、第一項ならび第七項・第八項で、端的に示されているように、また、山岸委員長が「基本的な思想は『鋭い政治感覚と政策能力をもつ、労働組合主義に立脚した団結力、行動力のある社会的に価値ある民間労働組合』である」

と述べているように、「全民労協路線」の思想であり、日経連が主張している「労資協調・経営参加」路線に組み込まれた思想である。

#### 新運動方針では「社・民の歴史的和解」強調

この新綱領の思想にもとづいた「新体制に対応する今後の運動方針」の具体的な内容は、「一」公労協からの脱会と総評への対応―公労協からは三月三十一日で脱会、総評については、総評改革のため積極的な対応を進める、労働戦線統一のための積極的役割を果たす。「二」全民労協への加盟。「三」労働戦線の統一。「四」ニュー社会党の強化と政治革新のたたかい―「反自民・非共産の連合の路線」を推進するため、公明、民社、社民連との共闘の基盤形成をはかり、社・公・民路線推進のため広範な国民を結集する政治的カンパニアを組織。「社会・民社の歴史的和解」については、社会民主主義をテーゼとする社会主義インターメンバーであること。組織労働者を党の重要な支持基盤としているなどの両党の共有する条件から、これが連合の路線推進に重要な意義をもつとの立場で、その推進に最大限努める。「五」労働者参加の路線の追求―労使協議会、職員持株制、監査役への組合推せん者の送出。「六」労働協約の見直し―競争体制に即した労働条件の見直し、ユニオン・ショップ協定の締結などである。

八五春闘方針の特徴的な内容は、「専任職制度」の要求と職務分類基準見直しにともなう職能給の導入である。

#### 唐突の「団体記録書」

以上が、議案で提起された主な内容であるが、大会当日、職場討議もかけず、いっさい、組合員の知らないなかで、今年の二月一八日に締結した「団体記録書」が、本部から報告された。その協約の第一は、「経営協議会の設置について」である。

その内容は、「一」中央における経営協議会は新会社発足時に設置する。「二」中央における経営協議会で扱う事項は・・・一、事業計画及びその実績に関する事項。二、人員計画に関する事項。三、会社機構の改廃に関する事項。四、営業制度の基本に関する事項。五、新技術、新規サービス。六、業務運営形態の基本に関する事項。七、その他必要事項。「三」競争体制下の最前線となる職場の労使関係については重要であるとの認識にたち、必要な見直しをおこなっていく。「四」企業年金について。「五」技能手当の改定について―今後の競争体制下において係長および主任等の職責はいっそう重要となることから、その機能が十分發揮され、職場の活性化が図られるよう係長等は五〇〇〇円、主任等は二〇〇〇円に技能手当を改定する、というものである。

これは、何を意味するかである。現在電電公社は職場団体交渉権について、交渉内容を「時間外労働について、レクレイションについて、服務線表の説明」の三点に形骸化して、職場労資懇談会で職場の問題を解決し、職場のたたかいを抑えようとしてきている。そのなかで、団体交渉権についての労資確認が明確にならないうちに、経営協議会の設置を要求し、労資確認をしたことである。このことは、実質的には、職場交渉権の廃棄であるといえる。

また、「争議行為に関する協約」「懲戒基準等に関する協約」「議員兼職に関する協約」「組合専従職員に関する協約」など、締結された内容が報告された。そのなかで、「争議行為に関する協約」では、基本的な考え方として「万一争議行為が行われる場合、事業の性格に鑑み、争議行為時における労使間の無用な混乱を防止するとともに国民生活、社会・経済活動の混乱を回避し、労使自治を守る観点から協約を締結する」として、具体的には「組合は争議行為としてもお客様の来社を妨害する行為を行わない」などと、争議行為に  
ならない争議行為に関する協約を締結し、たたくいを放棄している。

そのことをもって具体的に示しているのが、「懲戒基準に関する協約」である。この協約における「懲戒事由」である。その内容は一七項にわたるものであるが「上長の命令に服さないとき」「職務上の規律を乱し、又は乱そうとする行為があったとき」「会社施設内において、許可なく演説、集会、はりがみ、掲示、ビラの配布その他これに類する行為をしたとき」などと、前面的に会社側の労働指揮権、懲戒権、施設管理権を認められたものになっている。

このように、民営化以降の職場の労働条件について、なんら具体的に明らかにせず、「競争体制の確立」という大義名文を掲げ、労働組合みずから闘争を放棄し、労働条件の切り下げを認め、企業防衛・国防衛・資本主義防衛の「産業報告会」的な労働組合にのみり込んできているのである（民営化に反対をしてビラを配布したり、民営化の署名を拒否した共産党系の組合員五八名を除名処分）。

#### 一票投票に三倍の「不信任」票

このような提起と報告が本部からされた後、質疑・討論に入った。この質疑・討論のなかで、「綱領の改正」について、東北（秋田）から「継続討議として次期定期全国大会で決定すること。その理由は「一」歴史的大転換にあたり、また、今日の情勢に合わせて改正することは必然であるが、いったん定める次世代までの長期間にわたって運動の規範として機能するから、その改正にあたっては文字どおり組織の総意と熱意が十分に反映されるよう配慮することが大切である。「二」今回の改正案の提示に際しては、このような配慮がまったくなく、そのために唐突感がある、今次の提案をうけとめ、さらに全組合員の英知を結集した討論の中から全組合員の血肉となるものにしつたい」をはじめ、北海道、関東、東京、東海、北陸、中国、四国の各地方から若干の意見が出されたが、全体的には原案賛成の立場であった。

その他の質疑・討論は本的提起の原案を踏まえた「民営化にともなう競争体制確立」を積極的に取り組むという立場の意見が多く出された。しかし、今回の大会で注目すべき点は、運動方針の一票投票の結果である。「綱領の改正」には、配布枚数四〇二（白票二）の内、信任三三八、不信任三三、「全民労働協加盟」には、信任三三三、不信任二九、「新体制に対応する今後の運動方針」には、信任三九三、不信任九という結果が示すように、一票投票のなかで、「綱領の改正」「全民労働協加盟」にたいして、昨年の全国大会に比較して、約三倍の不信任票が出たことである。これは専従者が全電通の路線から離れはじめてきていることを物語るものである。

資料 網領の改正(全電通の新網領・全文)

網領(案)

網領(現)

一、私たちは、電気通信労働者の総意を結集し、組合員の雇用確保と労働条件の維持・向上をはかり、労働者の生き甲斐、働き甲斐を確保するとともに、その社会的地位の向上をかちとるため、最善を尽くす。私たちは、この運動をさらに発展させ、『社会的に価値ある労働運動』の実現をめざす。

二、私たちは、平和を愛する。戦争がいかに悲惨なものであるかを身をもって体験した私たちは、いついかなる場合においても戦争に反対し、民主的な平和国家日本建設の中心勢力となる。さらに私たちは、地球上から一切の核兵器を廃絶し、完全軍縮と世界の恒久平和達成のため、最善を尽くす。

三、世界の各国において、それぞれの国を民主的な平和国家として戦争から守り抜き得る中心勢力は各国の組織労働者である。また、全ての国において、忌まわしい飢餓と疾病、貧困と抑圧を駆逐し、人間解放を成し得る中心勢力も、また組織労働者である。したがって私たちは、国を越え、社会体制の違いを越えて国際自由労連(ICFTU)、国際郵便電信電話労働組合連盟(PITTI)を基軸とした幅広い国際的な労働者連帯強化のため、最善を尽くす。

四、私たちは、勤労国民共通の利益を守り、平和憲法擁護、国民福祉の充実、基本的人権と民主主義の確立、人間尊重の福祉社会実現のため、組織労働者はもちろん、広く国民各階層と連帯し、現状改革の運動を推進する。この運動の発展をめざし、未組織労働者の組織

一、われわれは、電通従業員総意を結集して、組合員の労働条件を維持改善し、社会的地位の向上を図るために強力にたたかうものである。

二、われわれは、平和を愛する。戦争が如何に惨虐なものであるかを身をもって体験したわれわれは、いかなる場合においても戦争に反対し、平和民主国家再建の主体勢力とならなければならぬ。

三、それぞれの国家を平和民主国家として、戦争から守り抜き得るものは、それぞれの国の民主的労働階級である。したがって世界を戦争から守り抜くために、ぜひ世界の民主的労働戦線統一を図らねばならない。そしてこのことは、同時に世界の労働階級の解放に、また、絶対に必要なことである。われわれは国の内外を通じ、民主的労働戦線の統一に絶えず努力するものである。

四、われわれの希求する再建祖国の姿は、民主的な社会主義日本である。闘争はあくまで日常闘争を通じて、国会に集約されるものであって、議会政治を否定するがごときものであってはならない。この見地からして、われわれの闘争は常に合法的でなくてはならない。ただしその合法的なたたかいは、いつまでも同一法内にとどまるものではなく、その枠をより拡大させていくものである。

五、労働組合は政党ではない。しかしながら議会を重視する以上、両者の緊密な連繋のもとに国会討議がなされなければならぬ。しかもそれは、労働組

化に努めるとともに、国内労働戦線の統一のため、最善を尽くす。

五、私たちが希求する究極的な日本の姿は、民主的な社会主義日本である。この理想への道程は、あくまでも議会制民主主義を基調とした国会闘争に集約される前進的な改革の積み重ねでなければならぬ。私たちは、民主的な社会主義日本の実現をめざす政党と相互の自主性尊重を前提とした支持・協力関係を結び、不断に我が国の政治改革をはかるため、着実な運動を積み重ねていく。

六、私たちは、自らの運動目標を達成するため組織の統一と団結を不断に追求し、組織運営の基本を組合民主主義の貫徹におく。これを乱す外部のいかなる組織破壊攻撃に対しても、毅然たる態度で組織防衛のため闘う。

七、私たちは、労使対等の原則に基づく近代的な労使信頼関係の確立に努める。この目的に反する経営側のいかなる挑発も許さない。私たちは、団体交渉重視路線を堅持する。その展開にあたっては、政策・要求対置の方針を貫いていく。

あわせて、労働基準権の確立のため、不断の努力を傾注する。争議権の行使にあたっては、世論の支持・協力を得るよう、条理の通った闘いの構築に努める。

八、私たちは、今後無限に発展する我が国高度情報社会の中核を担う当該労働者として、強くその社会的使命と責務を自覚し、有効な運動を推進する。

あわせて、我が国情報通信関係労働者の雇用と生活と権利を守ると共に「人間尊重と社会の進歩、国民福祉向上に寄与する情報通信の実現」のため、最善を尽くす。

合の自主性が尊重される上に立って、相互に協力支援の形がとられるべきである。そしてこのことはさらに、広範なる民主的労働戦線の統一組織を基礎とした民主的階級政党の、結集発展にまで推し進められなくてはならない。

六、われわれ労働階級の民主的訓練の未成熟につけこんで、左右を問わずいまま恐るべきファシズムが、祖国再建、民族の独立などの美名にかくれて台頭している。これを阻止し得る唯一の力は、民主的労働階級である。われわれは、この信念の上に立って、口先だけでなく真に友愛と信義をもって、民主的労働組合の強化をはかり、断固ファシズムを粉碎せねばならない。

七、日本民主化の最大の癌は官庁にある。官庁の民主化は組合設立当初よりたまたま続けてきたところである。しかし公務員法の改革を契機に、ふたたびその反動性を露骨に現わしている。官庁民主化の或る日が日本民主化の或る日であり、このたたかいは官業労働組合の宿命である。われわれはさらに反動官僚の追放と、官庁の民主化を徹底的に行なわなければならない。

<表> 小田原地域民間労組連絡会・参加組合

上部団体	組 合 名	地域組織	組織人員
総 評	富士フィルム足柄支部	地区労	5,213
”	” 小田原支部	”	1,564
同 盟	ゼンセン同盟カネボウ小田原支部	地区同盟	507
”	” スーパーヤオマサ支部	”	180
中立労連	日立小田原支部	未加盟	2,162
”	日立電子エンジニアリング労組	”	1,115
”	明治製菓足柄支部	地区労	279
新産別	日本新薬小田原支部	未加盟	148
純中立	化成オプトニクス労組	地区労	208
”	山陽スコット労組	未加盟	495
”	ライオン歯磨小田原支部	”	323
”	柳屋化粧品小田原支部	”	54
”	日本バルジ労組	”	147
”	富士ゼロックス竹松支部	”	392

## 小田原市にみる全労協地域版

—「小田原地域民間労組連絡会」が設立—

中央に呼応

発足三年目を迎えた全労協は、地方の労働連の右翼的再編を促進する大きなテコになっている。

ここ神奈川県の小田原市を中心にした地域（衆議院選挙区でいえば五区）で中央での全労協の動きと呼応するかのように、神奈川県下で最初に全労協の地域版が結成された。名称は「小田原地域民間労組連絡会」と言い、二月二五日、発足した。設立発起人組合は、全労協の有力単産の傘下組合である合化労連・富士フィルム労働組合、電機労連・日立製作所労働組合小田原支部である。

呼びかけをした対象組合は、既存の地域組織（地区労、地区同盟）に加盟している組合はもちろん、小田原市、南足柄市など二市八町に所在するすべての民間組合に働きかけをしている。

設立総会には、一四組合（組織人員・一万二七七八七名）が参加をした。参加組合は左の表の通りである。

### 県下ではじめての全民労協地域版

設立総会に来賓として出席したのは、小田原市長をはじめ、二市八町の市長や町長助役、県労働センター所長、基準監督署長、職業安定所長などの労働行政の責任者、さらに地域の経営者団体である小田原商工会議所の専務も出席している。

労働団体からは、小田原地区労、小田原地区同盟の両議長、事務局長、政策推進労組会議神奈川県連絡会事務局長（この政推労組は、県レベルの全民労協結成の実質的基盤となる）が出席した（当日、政党には案内文書を出していない）。

ところで、小田原地域における各地域組織の実態は、県労働部労政課（一九八四年六月現在）の調査によれば、小田原地区労七〇組合・二万三六五四名、小田原地区同盟二三組合・三七八五名である。

組織人員からいえば、地区同盟を上回り、地区労と並ぶような組織状況になり、小田原地域の今までの構図を解消しかねない状況をつくり出してしまった。しかも、「小田原地域は富士フィルムの城下町」といわれ、富士資本の強い土地柄である。

今回の策動は、富士資本の地域支配の戦略を背景にしながら、日立関連労組を加え、比較的大手の組合や地場産業の組合を巻きこんだこの組織の発言力の大きさは、商工会議所が設立総会に出席したことを見れば容易に予測しえるというものである。

このように、県下ではじめて発足する、全民労協の地域版であるだけに、マスコミにも大きくとりあげられた。

この小田原地域民間労組連絡会は、全民労協が打ち出している方針（主要な課題①政策制度課題の改善、②労働諸条件の改善、③組織の強化拡大と未組織労働者の組織化）を基軸にしなから、前面に地域組織に加盟していない純中立組合対策や物価、行財政、医療、雇用、経済、産業などの政策制度闘争の推進を打ち出し、既存組織（地区労、地区同盟）の今日までの役割を認めつつも、それに代わるべく新しい組織をつくらなければ、彼らの言う情勢に見合った地域活動ができないと規定している。

反面、同連絡会は、参加組合の自主性と地域労組の主体性を確保するという主旨で①入・退会が自由、②政治的中立を守る、③会費を徴収しないことを決めている。

これは、県評や地区労が新たな全民労協地方組織設置には現時点で強い抵抗を示していること、とくに、同盟の場合は、地方同盟自身が代議員資格を持った、つまり決定権をもった組織で抵抗が強いため、このような組織運営の考えにとどめていると思われる。

しかし、全民労協の組織強化の一つとして、連合体移行問題があり、この問題の推移いかんでは、あらたな態度に出るといふふうを受けとめざるをえない。

### 富士、日立は地区春闘共闘から脱退

現在、このような状況下におかれている小田原地区労内部では、あらたな右派組合からの策動が波状的にかげられている。

一つは、春闘を勝利すべく、地域春闘共闘が毎年、地区労を中心に一部の純中立組合をまきこみながら結成されている。今回、小田原地域民間労組連絡会の設立にともない地区

労傘下組合である富士フィルムが春闘分担金納入の拒否を通告してきた（事実上地区春闘に加盟しない）こと、地区労未加盟である日立小田原支部が今回から地区春闘共闘に加盟しないことを決定し、国民春闘共闘路線の後退をよぎなくされている。

もう一つは、五月一日に開催される、メーデーの取り組みについてである。従来のメーデー（毎年統一メーデーで実施される）にたいし全電通をはじめ、同連絡会の加盟組合が公然と批判し、中央メーデーに呼応するかのようになり、「デモなし」を決め、おまつり気分を主体にした、さまがわりのメーデーに変質してしまっただけ。

このことは、同時平行的県統一メーデーの実行委員会のなかでも、同盟、新産別から「デモなし」の意見が出され、県評の巻き返しにより、従来のメーデーの取り組みを決定することとなった。これに電機が加われば、県評の立場は苦しくなり、来年のメーデーにむけ、油断のならない状態である。

このように、全労協は県・地区組織をつくる策動を進めてきており、その方向は、次の段階では、京浜工業地帯にむけていくと思われる。現在でも、小田原のような組織実態と類似している地域が幾つかあると言われている。

これを阻止する、原動力は「総評労働運動の財産」である県評地区労が、地域活動の方針をさらに発展させるべく、総評・社会党ブロックの再生、強化を旨とするための階級的労働運動を各地域で組織するしかないと思われる。

## 社会党の「新宣言」作成手順

社会党は三月一九日、綱領等党基本問題検討委員会・作業小委員会（委員長・田辺書記長）の初会合を開き、「新宣言」作成への作業手順を次のように確認した。

四月 第二回作業委で自由討論。その後理論センターの学者らから意見聴取。五月 小委員会案提示。六月 「案」を全国書記長会議に提案。六月下旬～八月 下部討議。九月中旬 第一次案を中央委員会に提案。九月中旬～一月中旬 下部討議。十一月末 中執案決定。一二月 大会で「新宣言」採択。

こうして「道」を「歴史的文書」とし、葬り去ろうというのである。田辺書記長によれば「宣言」を書く考え方は次のとおりだという。

(1) 二一世紀に脈々と生きる党の基本理念とする。(2) 党员はもとより、国民の理解と共感を得るものとする。(3) 政権政党にふさわしいものとする。(4) 四〇年の歴史を踏まえ新しい創造を築くものとする。(5) 西欧の政権政党の教訓に学ぶ。

どれをとっても、子どもだましの「宇宙船地球号」に酔っ払う「ニュー社会党」の現状をそのまま示すものだ。

「宇宙船地球号」を気取っている間に、右翼宰相・中曽根の人気だけが上がり、中曽根は気持ちよく右傾化を進めている。そして、同盟大会記念レセプションへの中曽根の出席、紀元節の式典での宇佐美同盟会長の万歳三唱で右翼宰相と同盟会長はエールを交歓。宇佐美氏の言動は「愛国的労働運動」を呼号するようになった。

こんなとき、社会党が具体性を放棄し観念の世界に逃げ込めば、右傾化はいっそうハズミを増すだろう。「違憲合法」論以降、民社・公明の自民党へのラブコールが強くなったこと、中曽根が行革の矛盾が顕在化するなかで高い支持率を獲得しているのもこのゆえだ。

## 向坂逸郎先生を語る

佐々木守雄

「私から離れたら、落ちるのは早いよ……」

私はい九五二年一〇月に国労本部に入り、まもなく、木村美智男中執が協会員としてあり、そして「社会主義」を読むようになった。「主義」の中で、向坂先生が「組織力は大事だ、組織力の倍養を……」組織力による革命」というように「組織力」の強調が強く印象に残り、まずそのことで先生に傾倒していった。この主張は三〇年後の今日まで貫徹されていたし、私の中にも貫徹されていた。

その後、レーニンの「組織性主要」の決定に出くわす。七七年、協会締め上げ期を前後して「階級（プロ）独裁」への攻撃が激しいところであった。当然「暴力」論も付いてまわる。レーニンは「革命は、組織性主要」を強調した。「階級独裁」の土台も当然「組織性主要」で一貫してそのことを説く。

革命を成就した「組織性」ある党員が核になって世を統率していくのだ。当然、実質「大泥棒」である三菱独占を解体し、贈収賄の田中角栄ら、それこそ暴力主要の「敵および敵性」（レーニン）の「暴力装置」の存在は許さない。秩序と組織性ある社会が構築されていく。ひたいに汗して働く労働者・勤労国民にとっては「望みある社会」「可能性ある社会」だ。資本の残りがすが蠢動（しゅんどう）するので、それを解体し統制するための必然の国家権力が「階級独裁」論だ。ごく当然の権力論だ。マルクスの「所詮、力が事を決する」（「資本論」）との規定も根っこはつながる。

同質の問題だが、先生から「資本論をやらなきゃ……」「資本論に唯物弁証法をはじめあらゆるものが集大成されている」「資本論に行き着かなきゃ……」といったも言われ、そして、「資本論は革命の書だ」「労働者は一番よくわかる」ということも強調され、国労本部の中で一五年間、民間や公労協などの労働者と共に「資本論」を牛の歩みの如くささやかに継続してきた。その過程で体得したものは「経済的土台」Ⅱ「下部構造」主要の意識である。「資本論」は、「生産関係」のしがらみが主要になっていたので必然であろう。そして歴史的な法則と世界的に高く評価されている「下部構造は上部構造（政治等）を規定する」（その反対は反映）に出くわし（マルクス「経済学批判」）、先生の学習「戦略」に感謝する。唯物史観の片リンの示唆どころか、われわれの、私の人生を決定的にする。

このような学習から、下部構造に「賃労働と資本」という基本的階級関係があり、必然的に激しい階級対立が惹起する（生産関係の発酵）。その主要の場が職場生産点である。その主要の場での「職場闘争」「反合闘争」を主要に闘うことは法則的といえるほど重要な規定である。そこから、「職場反合闘争」を土台に、「闘争領域を拡大」し、地域闘争・諸政治闘争を！と叫喚し続けている。かの三池闘争（先生がこよなく愛した）は、以上の法則を地で行った。そして全国に継承者が核拡散し、さらに再拡散している。国労も「温故知新」で精一杯粘り抜きたいものだ。

以上のことを向坂先生はいとも簡潔に「職場闘争・反合闘争をやっとれば、政治意識は高まり、政治闘争をやるようになる」と従容と語られたことが強烈に印象に残っている。社会主義者にしてはじめていうることであろう。

しかし、先生から離れて行ったかた達は、以上の法則と闘いに反対の言動をしてきている。福田氏は数年前に「三池やり過ぎる」と私らをたしなめたり、鎌倉氏は労働派を批判的に「向坂らは「基底還元的」すぎる」とし（「現代の展望」八四・六号）八常に「基底にて還元」する作用をもつことは大事ではないのか？、そして随伴者たちは、だいたい、職場反合を批判し（「キリトリ主義」「企業主義」「手段主義」？などと）、地域・政治闘争を強調する。ついにて「剰余価値」を向こうへ押しやり、「使用価値」重視をぶち上げ、高木氏などは「有用労働」を強調し、「もっとサービスを」、「もっと働こう」の、敵の攻撃に包摂されてしまっている。ともあれ職場反合と政治闘争の統一的把握に努めたい。弁証法否定の宇野思潮と向坂回避者らからはもともと不可能なのであろう。

思えば、敵の方が「職場は橋頭堡」とか「職場を安定帯へ」とか、具体的に、「研修」（学習）・「小集団」・「インフォーマル活動」・「QC」……などを目的意識的に展開し、向こうの「職場闘争」をやっているのだ。敵に笑われるのではないだろうか。向こうの方が「物の見方」をきちんと持っていて戦略・戦術を駆使しているのではないか。職場反合闘争の結果として、軽視か捨象なさるわが「先生」方は。

とくに鎌倉氏は、経営参加を積極的に提示していきたい」と述べているが（前記、新左翼誌）、やはり、「資本論」の専門家であっても、「物の見方」を重視しない。したがって「基底還元的」でないところまで墮ちるのかを痛感するこの頃である。あらためて「下部構造」意識の緊要さを強調したい。経済構造が政治構造等を規定するというこの社会必然の法則を、「下部構造」の闘いが、「上部構造」の作用も規定していくという法則を、職場反合の拡大発展の可能性をこの際とくに究め、体得し合わないと、「経営参加」まで言うように墮落してくる。

さらに氏は、国鉄は、今の情勢でなら、本来、クビになる所を「過員」でおさまっている。調の言い方をし、「経営参加」につないで語っている。過員を有難く思え、「調の発言は、国鉄労働者として全く許せない。闘ってきたから、「過員」で止まっており、もっと闘う態勢があったなら人権じゅうりん基底の「過員」は出させなかった。鎌倉氏は「政策」による「経営参加」で「過員」の事業拡大等による有効活用など言いたいようだが、そのパターンでいくと、結局、実質「指名解雇」を結果するようになる。一八万体制」は発表されているのだ。

向坂先生が「オレから離れ出すと変わり方が早いよ」と述懐されたことがある。四年前ぐらいに日当りのいい縁側でおききしたのを昨日のように覚えている。それがいま現実となってきた。思い出のなかに鮮烈なもの一つである。マルクス、エンゲルス、レーニンからの離反ということになるが、世界最後のファシズム（アメリカ帝国主義中心の）に結果において奉仕するのが、右へ右への諸潮流であろう。より粘り抜くしかない。手をゆるめずに……

（国労本部書記）